

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） _____ 篠原 琢



学位申請者 内村俊太

論文名 16世紀後半スペイン王国における歴史編纂

審査委員（主査） 篠原琢

審査委員 千葉敏之

審査委員 金井光太郎

審査委員 高澤紀恵

審査委員 立石博高

審査は、平成27年5月22日（金）17:30-19:00、本部管理棟2階中会議室にて、公開により行なわれた。公開審査での質疑応答を経て、審査委員会は全員一致で学位申請者内村俊太氏が博士学位（課程博士）の授与にふさわしいとの結論に至った。

〈論文の概要〉

まず本論文の概要を簡潔に述べたい。最大版図を実現したフェリペ2世期（1556-1598年）のスペイン王国は、多様なプロフィールをもつ複数の地域国家が、君主を結び目として一つの国家を形成する「複合王政」とされる。J・H・エリオットら近世スペイン史研究者は、この複合王政を分析するにあたって、各地域国家で実権を握る特権身分層（貴族、高位聖職者、都市支配層など）を重視し、複合王政の安定的統治には、これら特権身分層の在地支配を保障する政体の維持と、王権と特権身分層との個別的な同盟関係の構築・維持が不可欠であるとの認識に至っている。本論文は、こうした複合王政を支えるイデオロギーとして、スペイン王権、地域国家、都市という公的権力による修史（歴史編纂）事業とその枠内での歴史叙述に着目し、各権力体が自らの歴史的正当性を裏付けた論理の分析を通じて、16世紀後半の複合国家スペイン王国の特質の一端を明らかにすることを課題としている。

研究の状況と問題の所在を明らかにした序章に続き、第1章「16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業」では、スペイン王権の修史事業を担った国王修士官について、その制度や登用された人材、執筆活動、史料収集に関する分析が行なわれる。国王修士官は王権に直属する宮廷官職で、その大半はカスティーリャ王国出身者であった。『スペイン総

合年代記』を執筆した国王修士官モラレス以降、王権による修史事業は本格化し、1571年にはアメリカ植民地史の編纂を担うインディアス修史官職が新設された。パエス・デ・カストロ国王修史官は建白書「歴史叙述に必要な事柄について」（1555年）において、君主自らの備忘録、地域国家や都市の法文書とともに、スペイン王国各地の都市・農村についての地史情報を収集することの重要性を説いたが、1570年代にはその建白に基づく調査が実施された、といった経過が明らかにされる。

第2章「16世紀後半におけるスペイン王権の歴史編纂」では、王権の公式歴史叙述の一つである『スペイン総合年代記』（1553～86年）を例にとり、現王権の歴史的正当性がいかなる論理のもとに叙述されているかという点が分析される。著者は、同年代記において、西ゴート史を扱う第3巻に登場する王レカレド（はじめてカトリックに改宗）が、アストゥリアス、レオン、カスティーリャ史を扱う第4巻以降も、「カトリック王」の原型として賞揚されている点に着目する。これは、改宗王レカレドを起点とし、「カトリック信仰」を守護する王権が単一王朝によって継承されるという「レカレド王朝史観」を持ち出すことで、「血統」による王権の連続性を主張できないスペイン王権が、スペイン全土に統治を行なうことの正当性を主張するためのものであったと指摘する。

王権の側の歴史的イデオロギーの構築に対して、第3章「16世紀後半のカスティーリャ都市における歴史編纂」では、その統治下に置かれるカスティーリャの都市トレードが編纂した2冊の都市年代記（1554年、1605年）を分析することで、被統治者の側から見た歴史的王権像の内容と、そのような歴史編纂を進めることの狙いの解明を試みる。トレードの都市年代記では、11世紀末にアルフォンソ6世から与えられた「皇帝の都」という称号が重視される一方、中世末から続いた王権に対する反乱は「下層民による暴動」に矮小化され、暴徒を市民が打倒して王に帰順する物語に仕立て上げられている。トレードの場合、王権に直属都市として寄り添ってきた歴史を描くことで、複合王政内における固有の地位を確保しようという意図が見受けられる、という。

第4章「16世紀後半のカスティーリャ都市における祭典と歴史」では、王権と都市トレードの無媒介的・直隸的關係が、歴史叙述といかに連動しつつ、いかなる役割を現実の政治のなかで果たしていたか、という点が検証される。都市トレードで行なわれた聖エウヘニオ遷座祭（1565年）と聖レオカディア遷座祭（1587年）では、国王フェリーペ2世がそれぞれの聖人の聖遺物を自ら市内へと担ぎ入れた。この儀礼は、アルフォンソ7世が聖エウヘニオの聖遺物を自ら担ぎ入れたとする都市年代記中の伝承を踏まえたものであって、これによって王権側は太古よりトレードに恩寵を与え続けてきたカトリック王に連なる存在であることを誇示し、一方でトレードの支配層は、祭典の装飾を通じて、都市に恩寵をもたらすべき君主像を訴えかけ、さらにはこれらの聖遺物をスペイン王権の戦勝祈願に転用することによって、忠誠と恩寵で結ばれた都市と王の直結性を強調した。歴史を参照しつつ組み上げられるこれらの高度に政治的な宗教儀礼もまた、1605年に書かれた都市年代

記を通じて、王権とトレードの理想的関係の頂点という評価をもって、歴史のなかに定位された、という。

第5章「16世紀後半のアラゴン王国における歴史編纂」では、複合王政を構成するもう一つの地域国家アラゴン王国における、特権身分層主導の修史事業について考察するために、アラゴン王国修史官スリータ著『アラゴン連合王国年代記』（1562～79年）の分析が行なわれる。同書では、アラゴン人が9世紀の建国時に後のアラゴン王国を規定する政体理念（君主に対する法の先行・優越性、大貴族による王権の補佐・制約、大貴族による国王選定権、「王と王国」の裁定者としてのアラゴン大法官など）が定められたとする「ソブラルベ建国伝承」を軸に、アラゴン王国の歴史がこの政体理念が実現していく過程として描かれている。さらに、叙述が後代に進むに従って、アラゴン王国と他の地域国家との間の不分割原則が上記の政体理念に付け加えられていく点は、複合王政下の地域国家の特質を示している。アラゴン王国の法と政体を尊重し、王朝的連続性を重視しない歴史像は、カスティーリャ中心主義に基づく王朝重視の王権側の歴史像とは対照的であるが、それは同時に、複合王政なかで存続を図るアラゴン王国の特権身分層にとっては有用な正統化の論理であって、この歴史像の違いは、複合王政の下では許容されうるものであった、という。

以上が本論文の概要である。

〈論文の意義〉

部分を構成する地域国家が王権に併呑されえない強固な政体を護持しながら、王権のもとに統合されて、礫岩のような編制を持つ国家として立ち振る舞う複合王政は、近世ヨーロッパという歴史社会を特徴づける国家編成のあり方であった。本論文の意義は、主に国制論として蓄積されてきた研究史を考察の土台としつつ、王権と地域国家、あるいは直属都市といった諸政体との間の関係を、それぞれの修史事業と歴史イデオロギーの関係の多様性において捉えようとした点にある。王権が提示する歴史像は、近代国家のように一つの物語に回収されるべきものではなく、歴史叙述の中で明確化された諸部分の固有の物語としてむしろその独立性を際立たせつつ、互いに交渉し合うイデオロギーである点、それが国制や法制、外交術とともに、16世紀スペインの複合王政を支えていた点を明らかにしたことは、近世スペイン史への貢献を越えて、ヨーロッパの複合王政論にも新たな視点を切り拓く学問的成果であると評価しうる。

〈質疑応答〉

口頭試問では、まず「レス・プブリカ」「ヒスパニア」などの鍵となる概念の当時の社会における意味の射程や、その機能（例えば、政治的統合力など）についての考察が十分ではないとの指摘があった。また、王権、地域国家、都市といった公的権力が固有の歴史

像を主張していた点は理解できるが、スペイン王国全体として見た場合、その複数の歴史像の配置と相互関係（緊張関係の実相）がいかなる全体構図を形成していたか、という俯瞰的視点が欠けており、その関係で鍵となる『スペイン全史』が本格的な分析の対象とはなっていないのは、この主題の論文を構成する上で問題はないのか、という意見も出された。さらには、複合王政を視覚的に示す手段（画像、挿絵など）、有機的で身体性ある国家として捉える観念の発達は見られなかったのか、といった質問が出された。

これらの質問・指摘に対する著者の受け答えは、今後の課題とするものもありながらも、テーマに関する深い知識に裏付けられた論理的なものであった。著者は、本論文が複合王政の安定化要因にばかり目を向けてしまっている点を自ら反省し、複合王政を揺るがす不安定化要因の分析が不可欠であるとの認識を示してもいる。この度の口頭試問を通じて、審査委員が行なっただれの指摘に対しても、今後の研究を通じて、さらに詳細かつ説得的な回答が期待できるという印象を受けた。

提出された論文の内容、口頭試問における質疑応答の結果を踏まえ、審査委員会は全員一致で、内村俊太氏に対する博士学位（課程博士）の授与を妥当とする結論に達した。